

祇園暴走勤務先を立件

書類送検方針
社長、持病認識

京都市東山区の祇園で昨年4月、軽ワゴン車の暴走で歩行者ら7人が死亡し12人が重軽傷を負った事故で、運転していた会社員、藤崎晋吾容疑者（当時30歳）＝死亡＝が勤めていた同区の藍染め製品販売会社の女性社長（71）について、京都府警が来週中にも業務上過失致死傷容疑で書類送検する方針を固めたことが捜査関係者への取材で分かった。府警は藤崎容疑者の持病のてんかんが事故原因とみており、社長が持病を認識していた可能性が高いと判断。事故の危険性を予見できたのに、会社の業務で運転させ続けたとみている。

【堀智行、花澤茂人、村田拓也】

業務上過失致死傷容疑

運転手のてんかんが原因となった事故で雇用主が刑事責任を問われるのは極めて異例。

栃木県鹿沼市で11年4月、運転手のてんかん発作でクレーン車が暴走し、小学生6人が死

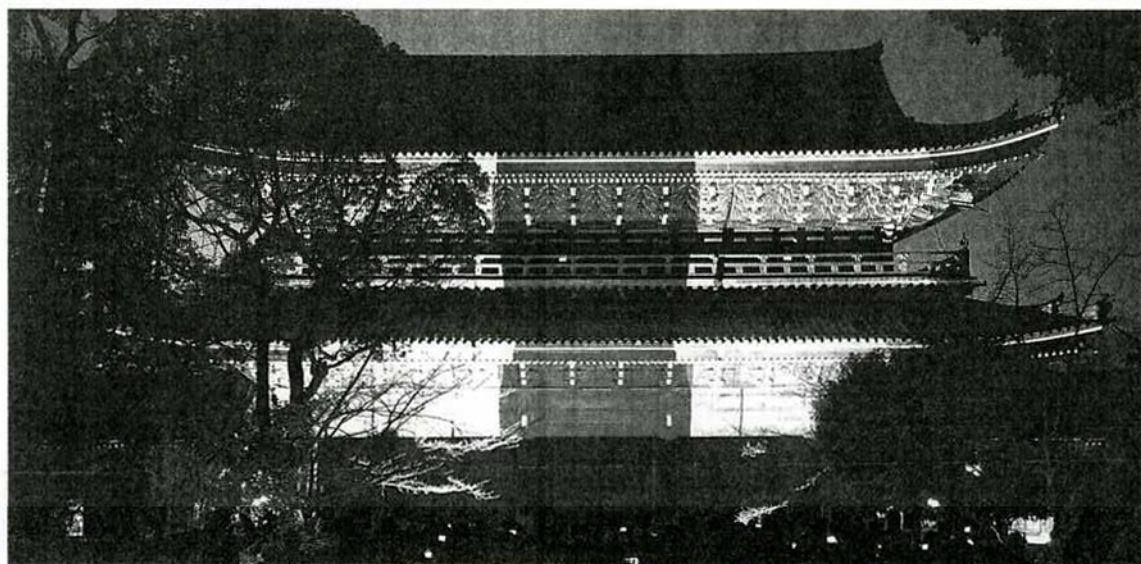
と、藤崎容疑者は約10年前のバイク事故で頭部を強打したことがき

捜査関係者による

っかけで、てんかんを
発症した。08年に同社
に採用されて車での得
意先回りを担当し、事

故時も商品の配達中だった。社長は「てんかんとは知らなかった」として一貫して容疑を否認しているという。

京都、祇園暴走事故 京都市東山区の繁華街・祇園で昨年4月12日午後1時過ぎ、軽ワゴン車が暴走し、四条通と大和大路通の交差点などで次々と人をはねた。府車は約360キロ暴走して電柱に激突した。府警は、運転していた死亡した藤崎吾吾容疑者を自動車運転過失致死傷容疑で書類送検する方針。死亡した女性(当時68歳)の遺族は「使用者責任がある」として、勤務先の会社などを相手取って約6100万円の損害賠償を求める訴訟を京都地裁に起こしている。



員が、勤務中に意識が飛んだような状態になったという。

さらに、藤崎容疑者に対して両親が鹿沼市のクレーン事故を例に挙げ、「てんかんを会社に伝えるように」と再三、忠告していた。府警はこれらの状況証拠を積み上げ、藤崎容疑者の持病は会社側に伝わっており、社長は藤崎容疑者が車の運転に適さないことを認識していた可能性が高い

厳罰化の流れで
交通問題に詳しい高
山俊吉弁護士（東京弁
護士会）の話 てんか
ん患者による事故で周
圍の人に刑事責任を問
うことになった患者を
車社会から排除するこ
とににつながりかねず、
これまで捜査当局は憤
重だった。最近の悪質
運転への厳罰化の流れ
を受け、タブー視しな

いとの判断で踏み込んだ罪への立証は困難が
たとえられるが、（有 伴うだろう。

動く三門

浄土宗総本山の知恩院（京都市東山区）で8日、新しい映像技術「プロジェクションマッピング」を使ったショーが始まった。特殊な視覚効

果で国宝の「三門」が点滅したり、波打ったりして見え、観光客の目を楽しませている。17日まで。プロジェクションマッピングは、建物の凹凸に合わせた動画を投影し、建物が動き出したように見える技法。点灯は午後6時半～同9時15分＝8日午後8時、森園道子撮影